

事故報告書集計結果（令和4年度）

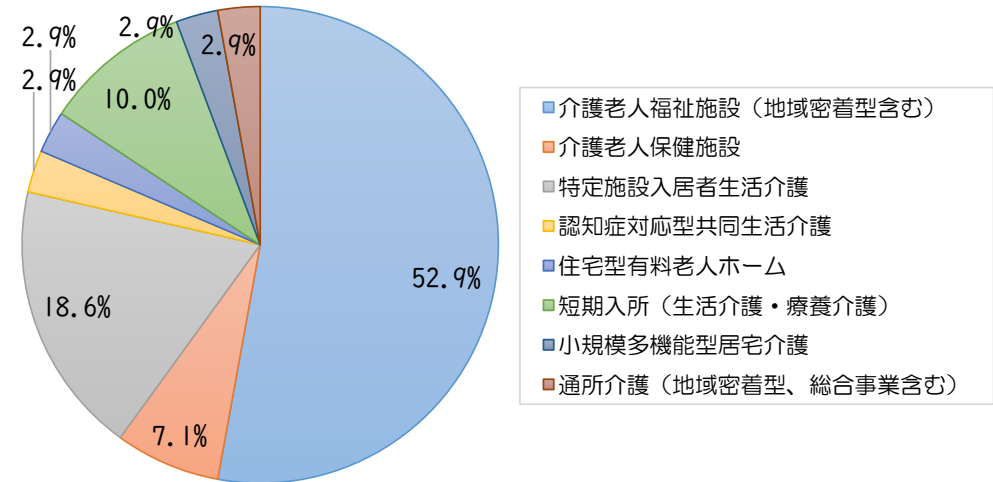
令和4年度中に行田市へ報告のあった介護保険事業所で発生した事故についての集計結果は次のとおりです。
 今後の事故発生の防止及び介護サービスの改善や質の向上にお役立てください。

※集計期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

※事故報告書の提出があったものについては、報告対象外のもの（他市被保険者の事故等）についても計上しています。

1 サービス種類別

サービス種類	件数	割合
介護老人福祉施設（地域密着型含む）	37	52.9%
介護老人保健施設	5	7.1%
特定施設入居者生活介護	13	18.6%
認知症対応型共同生活介護	2	2.9%
住宅型有料老人ホーム	2	2.9%
短期入所（生活介護・療養介護）	7	10.0%
小規模多機能型居宅介護	2	2.9%
通所介護（地域密着型、総合事業含む）	2	2.9%
合計	70	100.0%

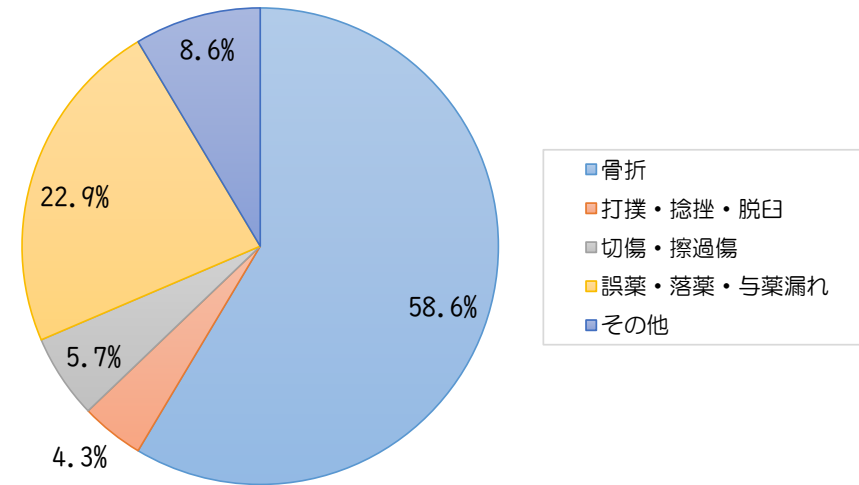


施設系、居住系、宿泊系といった、滞在型のサービスで9割を占めています。これらのサービスは介護度の重い方の利用が多く、また施設で過ごす時間が長いためと思われます。

2 事故種類別

事故種類	件数	割合
骨折	41	58.6%
打撲・捻挫・脱臼	3	4.3%
切傷・擦過傷	4	5.7%
誤薬・落薬・与薬漏れ	16	22.9%
その他	6	8.6%
合計	70	100.0%

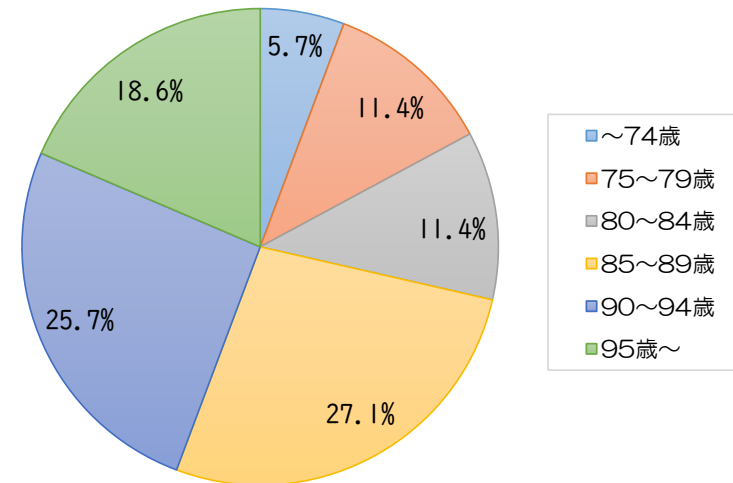
骨折が5割を超えています。次いで誤薬等の薬の服用に関する件数が増えています。これは1回11名分の与薬漏れがあったことによります。



3 年齢別

年齢区分	件数	割合
～74歳	4	5.7%
75～79歳	8	11.4%
80～84歳	8	11.4%
85～89歳	19	27.1%
90～94歳	18	25.7%
95歳～	13	18.6%
合計	70	100.0%

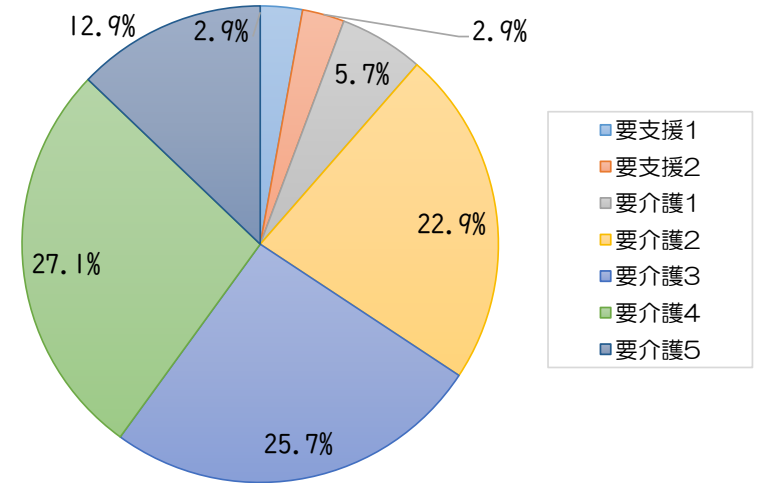
85歳以上が7割以上を占めています。年齢が高くなるにつれ事故発生のリスクが高まると考えられます。



4 介護度別

介護度	件数	割合
要支援1	2	2.9%
要支援2	2	2.9%
要介護1	4	5.7%
要介護2	16	22.9%
要介護3	18	25.7%
要介護4	19	27.1%
要介護5	9	12.9%
合計	70	100.0%

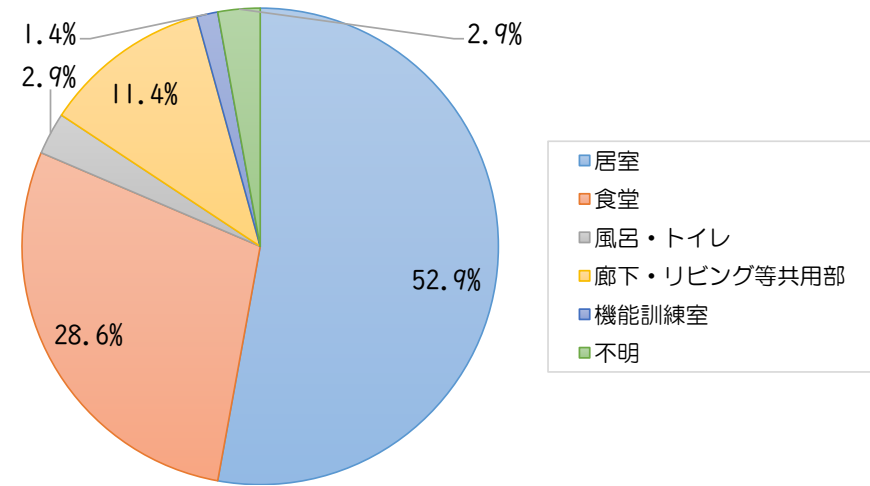
要介護2以上が9割近くを占めています。介護度が高いほど滞在型のサービスを利用している方が多いためと思われます。



5 発生場所別

発生場所	件数	割合
居室	37	52.9%
食堂	20	28.6%
風呂・トイレ	2	2.9%
廊下・リビング等共用部	8	11.4%
機能訓練室	1	1.4%
不明	2	2.9%
合計	70	100.0%

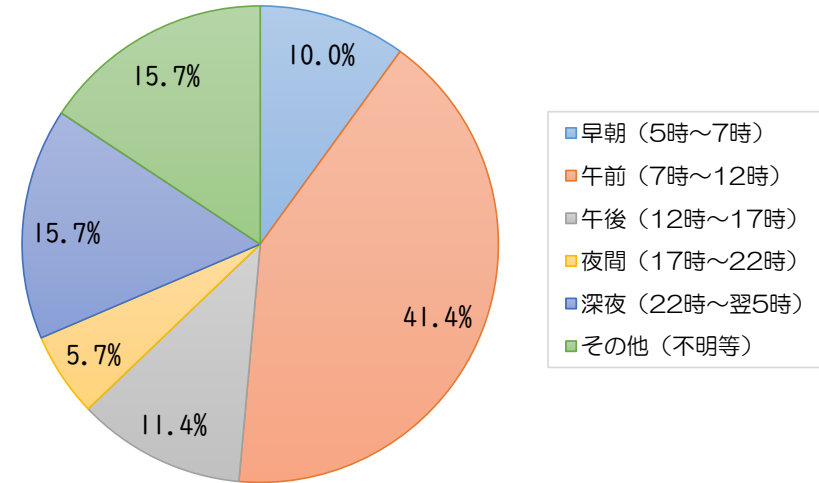
居室での発生が5割を超えています。次いで食堂が多くなっていますが、これは1回11名分の与薬漏れが発生した場所が食堂だったことによります。



6 発生時間帯別

時間帯	件数	割合
早朝（5時～7時）	7	10.0%
午前（7時～12時）	29	41.4%
午後（12時～17時）	8	11.4%
夜間（17時～22時）	4	5.7%
深夜（22時～翌5時）	11	15.7%
その他（不明等）	11	15.7%
合計	70	100.0%

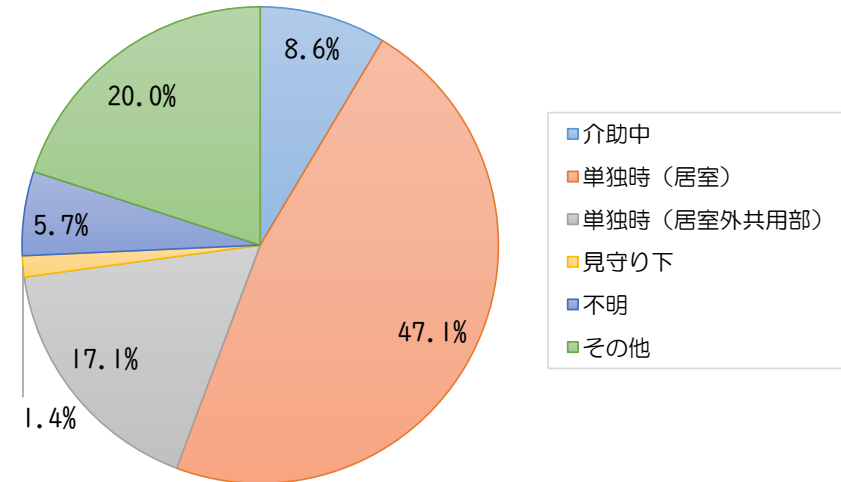
午前が4割を超え比較的多くなっています。これは1回11名分の与薬漏れが発生した時間帯が午前だったことによります。



7 発生状況別

発生状況	件数	割合
介助中	6	8.6%
単独時（居室）	33	47.1%
単独時（居室外共用部）	12	17.1%
見守り下	1	1.4%
不明	4	5.7%
その他	14	20.0%
合計	70	100.0%

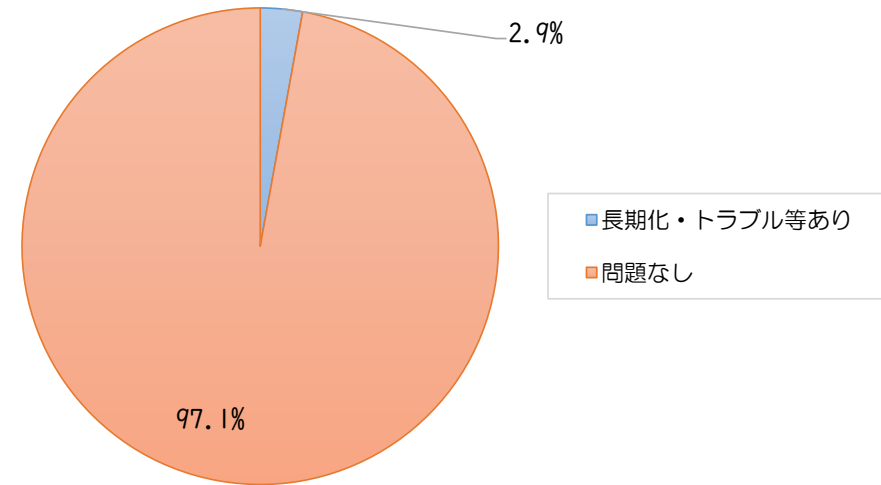
単独時（居室）での発生が5割近くに達しています。職員の見守りの目が届きづらいためと思われます。その他はすべて薬の服用に関するもの（配薬誤り等）です。



8 処理状況別

処理状況	件数	割合
長期化・トラブル等あり	2	2.9%
問題なし	68	97.1%
合計	70	100.0%

家族とのトラブルになったケースが2件ありました。いずれも事故に対する家族と事業所側の認識に差異があり、それが事業所に対する不信となって、問題が長期化していました。



【お願い】

事故が発生した場合は、下記の要領に基づき速やかに報告してください。（報告の要否は事業所側の過失の有無を問いません）

- ・ [介護保険事業者における事故報告書の提出について（行田市ホームページ）](#)
- ・ [行田市介護保険事業者における事故発生時の報告に関する要領](#)

【参考】

①報告対象となる事故

- ・ 行田市の被保険者に対する事故（市外に所在する介護保険事業所を利用する場合を含む）
- ・ 行田市が指定する介護保険事業所で発生した事故

②報告の対象となる事故の範囲

- ・ 骨折、縫合が必要な外傷若しくはそれ以上重篤な事故又は死亡事故が発生した場合
- ・ 食中毒、感染症等で法令により保健所等への通報が義務付けられている事由の事故又は結核が発生した場合
- ・ 事業者と利用者又はその家族等の関係者との間で、問題が生ずる可能性がある事故が発生した場合
- ・ 利用者等が傷病等により死亡した場合であって、死亡の原因に疑義がある場合又は問題となる可能性がある場合
- ・ 職員（従事者）の法令違反その他不祥事等を原因として事故が発生した場合